



基安安発第 0223001 号
平成 19 年 2 月 23 日

都道府県労働局労働基準部安全主務課長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長

ボイラー等の性能検査等における民間機関の参入の促進について

標記については、公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成 15 年法律第 102 号）による労働安全衛生法の一部改正により、労働安全衛生法に基づく製造時等検査、性能検査、個別検定等（以下「検査・検定」という。）について、指定機関による実施から登録機関による実施に改められ、新たに株式会社も参入しているところであるが、今般、規制改革・民間開放推進 3 か年計画（再改定）（平成 18 年 3 月 31 日閣議決定）において、ボイラー等の検査について、官業の民間開放の推進の観点から、日本ボイラ協会以外の民間検査機関の参入の促進を図ることとされたところである。

については、下記に留意の上、民間機関の円滑な参入促進に努められたい。

記

- 1 検査・検定について、指定機関による実施から登録機関による実施に改められ、広く民間機関の参入が可能となっているので、登録を希望する民間機関がある場合には、当該制度改正の趣旨を踏まえて十分な説明を行うこと。
- 2 平成 17 年 9 月 8 日付け基安安発第 0908001 号「登録性能検査機関による性能検査の確実な実施について」において、新たに特定機械等を設置した事業場に対しては、性能検査が確実に実施されるよう、すべての登録性能検査機関の名称及び連絡先を記載した案内を手交するよう指示しているところであるが、改めて当該通知の趣旨の徹底を図るとともに、労働局及び労働基準監督署に、検査・検定を行う登録機関について事業場等から照会があったときにも、当該機械等に係るすべての登録機関について情報提供を行うよう徹底すること。